

## 教育旅行等 体験受入時災害対応指針

いちのせきニューツーリズム協議会

### <想定災害>

- ・震度5弱以上の地震
- ・台風・豪雨・豪雪
- ・体験生徒滞在所において停電・通信の途絶・交通の遮断が伴うような災害
- ・その他 行政から避難勧告・避難指示が発令される災害

### <協議会通常体制>

教育旅行等の受入期間中は協議会において担当者及び副担当者を決め、担当者は携帯電話を携帯すると共に移動車両を用意して常に対応できる待機体制をとり、体験生徒の体調不良、事故などの個別事案と合わせて情報収集と対応にあたる。

気象警報が発令されるなど災害の発生が懸念される場合には副担当者も待機体制をとる。

いちのせきニューツーリズム協議会 事務所電話番号0191-82-3111

事務局長電話番号080-2373-2074

### <初期連絡>

- ・震度5弱以上の地震の発生
- ・1時間以上が見込まれる停電・通信の途絶・交通の遮断
- ・行政による避難勧告・避難指示

生徒が滞在する地域・各家庭において上記の災害・事象が発生した場合、受入家庭は直ちに滞在する体験生徒の安否確認を行い、必要に応じて応急対策を講じると共に安否内容を協議会担当者に連絡する。連絡方法は電話を基本とし、電話が使用できない場合はEメールその他可能な手段により連絡に努める。

協議会担当者は学校・旅行会社担当者と連絡を密に取り、把握した情報は直ちに報告する。また通信の途絶などにより必要な情報を集めることが困難な場合は協議会担当者・副担当者のいずれかが可能な限り現地に急行し状況の把握連絡に努める。

### <避難>

行政による避難勧告・避難指示が発令された場合、受入家庭においてはすみやかにその勧告・指示に基づいて指定された場所に避難する。

避難後及び避難しない場合で災害によって予定された体験等の行程の実施が困難な場合のその後の行動は受入家庭、協議会及び学校・旅行会社で協議して決定する。